

社会保障・税一体改革の推進に当たっての提言

私たち中核市市長会では、継続的かつ包括的な社会保障サービスの実現を目指して、本年6月2日に、政府・与党に対して「社会保障と税の一体改革に関する提言」を行いました。

その後、社会保障と税の一体改革については、6月30日に政府・与党社会保障改革検討本部において、基本の方針が取りまとめられ、7月1日に「社会保障・税一体改革成案」として閣議報告がなされており、今後は、成案に示された工程表に沿って、各分野の制度改革が進められることとなっております。

政府におかれましては、本会の提言および都市自治体が社会保障制度において果たしている役割を踏まえ、今後の社会保障・税の一体改革を推進するに当たり、以下の事項について積極的な措置を講じるよう求めます。

1 地方単独事業の重要性について

地方は、住民の生活全般に渡り、継続的かつ包括的な社会保障サービスを提供しており、地方の社会保障サービスなくして社会保障制度は成立し得ず、全体の社会保障は、国と単独事業も含めた地方の社会保障サービスが一体として支えている現状を再認識した上で、地方消費税の拡充を始めとした地方税財源の充実強化を図ること。

2 「国と地方の協議の場」の積極的な活用について

「国と地方の協議の場」が法制化されたことを踏まえ、地方が重要な役割を担う社会保障サービスの各分野の制度設計に当たっては、地方の意見を的確に反映し、地方消費税の拡充を始めとした地方税財源の充実強化など、国・地方の適切な財源

配分を含め、効果的な制度となるよう、「社会保障・税一体改革分科会」の積極的な活用を図ること。

3 地方交付税の財源保障・調整機能の強化について

国と単独事業も含めた地方の社会保障サービスの提供に必要となる財源保障機能と、地域間の税財源の偏在性を是正する財源調整機能を強化するため、地方の実態を十分に踏まえた地方財政計画の作成と、所要の地方交付税総額の確保を行うこと。

また、恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率を引上げること等により解消を図るとともに、都市自治体の財源の予見可能性を向上させること。

平成23年11月2日

中核市市長会